



兼用道路、橋等の取り扱いについて（通知）

技術基準の種類：例規
通知日：平成9年6月2日

河 第 9 7 号
平成9年6月2日

部 内 各 課 長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長

様

河 川 課 長

兼用道路、橋等の取り扱いについて（通知）

このことについて、平成9年3月28日付事務連絡で建設省河川局治水課流域治水調整官より通知がありましたので、御承知ください。

事 務 連 絡
平成9年3月28日

各 地 方 建 設 局 河 川 部 長
北 海 道 開 発 局 建 設 部 長
各 都 道 府 県 土 木 担 当 部 長

様

建設省河川局治水課流域治水調整官

兼用道路、橋等の取り扱いについて

標記について、この度、別添のとおり取り扱いをまとめたので、今後は、これによらねたい。
ただし、別添のうちピアアバットの取り扱いについては、「工作物設置許可基準（平成6年9月22日建設省河治発第72号建設省治水課長通達）」に反映する予定であるので、当分の間は、「工作物設置許可基準」の規定にかかわらず、本事務連絡により試行されたい。

（別 添）

- 兼用道路における管理用通路の取り扱い
計画交通量が1日につき6,000台以上の道路の場合は、川側の位置に幅員3m以上の管理用通路を設けるものとする。
ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。
計画交通量が1日につき6,000台以上で10,000台未満の道路で、かつ、車線数が2車線以下の道指の場合。
川側の路肩の幅員が1.25m以上の場合。
前記の川側の路肩に河川管理用車両が駐停車可能な場合。
- 橋の部分拡幅等の取り扱い
堤防天端の兼用道路との平面交差処理ないしは歩行者等の通行の安全確保のため、隅切り、右折レーン及び歩道等（以下「右折レーン等」とする。）を、河川管理施設等構造令に適合していない橋に添架する場合、もしくはこれに歩道等を近接した橋として設ける場合は、次の各号によるものとする。
右折レーン等を設ける橋（以下「現橋」とする。）は、これによって治水上の著しい影響が生じないよう、原則として、径間長が20m以上の橋に限るものとする。また、手戻り工事の発生を極力防止するために、近い将来に改築が行われる見込みがある橋は除くものとする。
右折レーン等に係る橋の径間長は、橋脚を現橋の橋脚の見通し線上に設けることとして定まる径間長とすることができるものとする。
右折レーン等に係る橋の橋脚による河積の阻害は、現橋による河横の阻害以下にとどめるものとする。また、桁下高は、現橋の桁下高を下回らないものとする。

右折レーン等に係る橋の設置に伴い施工すべき河岸又は堤防の護岸については、構造令施行規則第31条の規定を準用するものとする。この場合において、基準径間長は、河川の現況流下能力の流量を計画高水流量とみなして定まる値とするとともに、右折レーン等に係る橋のみならず現橋の橋脚及び橋台の影響に対しても措置するものとする。

右折レーンを設ける場合は、堤防天端の兼用道路との平面交差処理対策について十分検討し、極力、堤防天端の兼用道路においても右折レーンを設けるものとする。

3 斜橋の取り扱い

やむを待ず斜角が60度以下の斜橋となる場合は、原則として、次の各号に該当するものとする。ただし、この場合、3スパン以上の橋では、水理模型実験、数値解析等により、局所洗掘及び河道の安定等、設置による河川への影響について検討を行い、適切と認められる対策を講じるものとする。

斜角は45度以上とする。

堤防への食い込み角度は20度以下とするとともに、堤防への食い込み幅は堤防天端幅の1/3以下(2mを超える場合は2m)とする。また、橋台の長さ以上の範囲において、堤防への食い込み幅以上の裏腹付けを行う等の堤防補強を行うものとする。

4 ピアアバットとなる場合の橋脚の堤体内への設置の取り扱い

ピアアバットを堤体内に設ける場合は、次の各号に該当するものとする。

ピアアバットは鞘管構造等の堤防に悪影響を及ぼさない構造とするものとする。

ピアアバットの設置位置は、原則として川表側とする他、河川管理施設等構造令第61条の規定を準用するものとする。この場合において、同条中の「橋台」は、「ピアアバット」と読み替える。

ピアアバットの長さ以上の範囲において、堤防法線直角方向に見たピアアバットの川表側の面から川裏側の面までの幅以上の裏腹付けを行う等の堤防補強を行うものとする。

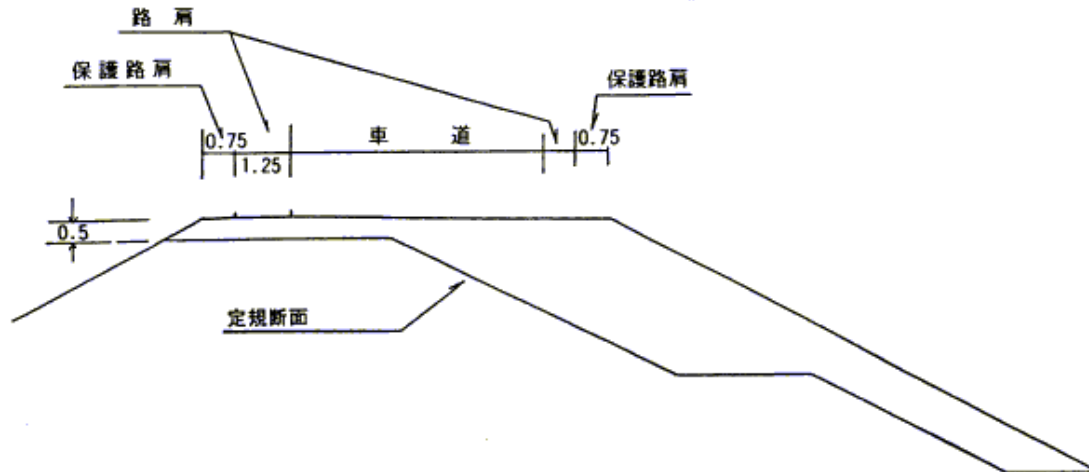
5 山間狭窄部等における張り出し歩道の設置の取り扱い

山間狭窄部等において張り出し歩道を設置する場合は、計画高水位に必要な余裕高を見込んだ高さ以上の高さに設置するものとする。また、河岸の景観保全に十分配慮するものとする。なお、地形の状況等によって基礎等を流下断面内に設けざるを得ない場合は、当該張り出し部を無効河積として、せき上げ水位の影響について検討を行うとともに、当該張り出し部が付近の河岸及び河床等を洗掘しないよう措置するものとする。

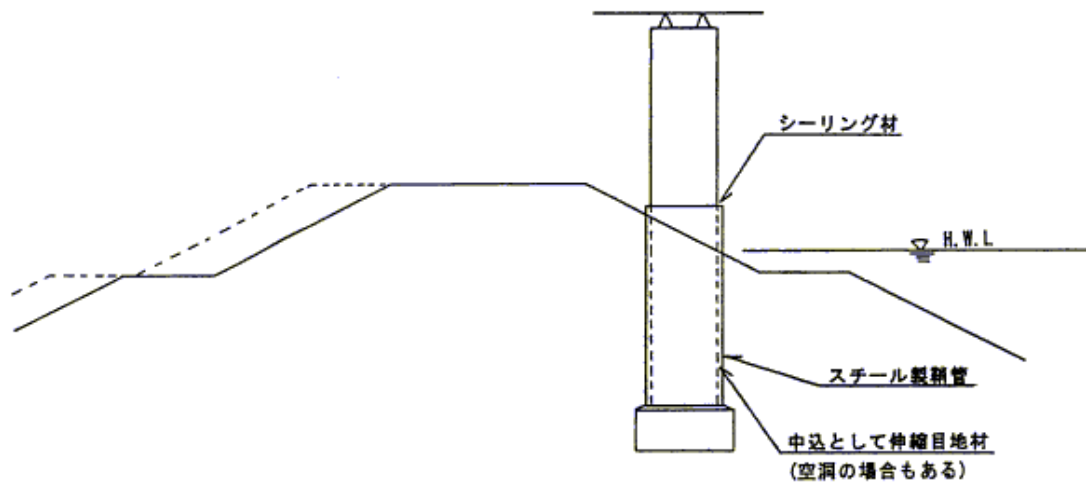
6 余盛り断面の取り扱い

余盛り断面については、築造後3年以上経過しており、さらなる沈下(広域的な地盤沈下を含む。)等が見込まれない場合は、計画断面外として工作物は設置可能なものとする。

兼用道路区間における管理用通路

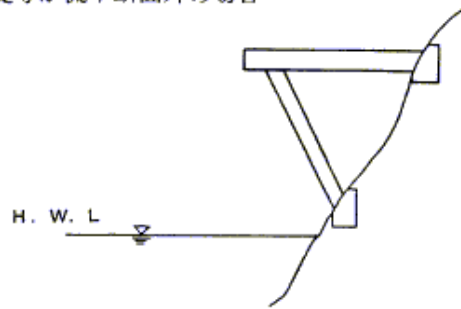


鞘管構造の橋脚例



山間狭窄部等における張り出し歩道

基礎等が流下断面外の場合



基礎等が流下断面内の場合

